

交 総 ． 組 第 5 7 4 号
令 和 7 年 2 月 6 日
令和7年12月31日まで保存

一般社団法人東京都トラック協会
会 長 水 野 功 様

警視庁交通部交通総務課長
警 視 正 砂 田 武 俊



大型貨物自動車に対する交通安全指導教養のお願いについて

令和7年2月、練馬区内で発生した大型貨物自動車に関与する死亡事故において、当該大型貨物自動車が、助手席側のドア下部に設置されている側面ガラス（いわゆる「安全窓」）部分に、ポリタンク等を置いていたことにより、その視認性が阻害され、安全確認に支障を来している状況で走行していたことが確認されました。

大型貨物自動車において、安全窓の視認性が積載物によって遮られている場合は道路交通法に、ステッカー等によって塞がれている場合は道路運送車両の保安基準に抵触する恐れがあるところ、このような車両が依然として存在することは、これらの違法状態が外形的に確認できるものであることを踏まえれば、運転者だけでなく、その運行を管理・指導する立場の方々にも、その責任の一端があるといえます。

大型貨物自動車を当事者とする交通人身事故は、全体的には少数であるものの、その車両特性から重大化する傾向にあるため、その運行に関しては、特段の交通安全対策が必要であるほか、このような違法状態が看過されない環境の醸成も非常に重要であると考えます。

貴協会におかれましては、加盟する各事業者に対して、道路交通法をはじめとする関係法令を遵守するよう、指導をお願いします。

また、併せて、労働安全衛生に係る各種取組を通じて、当該事業に従事する運転者の健康起因事故を未然に防止することも重要な責務であることを、今一度周知していただくとともに、厳格な運行管理の徹底、運転者の疲労やストレス状況等にも配慮した職場環境の構築に努めていただくよう、指導教養をお願いします。

【本件に対する問合せ先】
警視庁交通部交通総務課（交通安全組織係）
電話 03-3581-4321（内線50331）